

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領

平成15年10月 1日 機構規程第122号
(改正 平成16年 4月 1日 機構規程第 4号)
(改正 平成22年11月18日 機構規程第 40号)
(改正 平成27年 2月 3日 機構規程第 36号)
(改正 平成31年 2月21日 機構規程第 53号)
(改正 令和 3年 3月25日 機構規程第 72号)

(通則)

第1条 地下高速鉄道整備事業費補助（以下「補助金」という。）の交付については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）及び同法施行令（平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）から交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「地下高速鉄道」とは、都市及びその周辺において通勤通学輸送を目的として建設される鉄道（軌道を含む。）であって、主として地下に建設されるものをいう。

2 この取扱要領において「地下高速鉄道事業者」とは、東京地下鉄株式会社並びに地下高速鉄道事業を営む地方公共団体及び地下高速鉄道事業を営む事業者であって、地方公共団体から出資総額の2分の1以上の出資を受けている者（開業時における地方公共団体からの出資が出資総額の2分の1以上となること又は別表2に定める出資比率以上になることが、補助金交付時において確実であると認められる場合を含む。以下「準公営」という。）をいう。

(交付の対象等)

第4条 機構は、地下高速鉄道事業者の建設する地下高速鉄道であって、あらかじめ当該路線の許可又は特許に際して補助対象として選定された路線（以下「補助対象路線」という。）の建設に必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象整備事業費」という。）について、予算の範囲内において次に掲げる者に対し補助金を交付するものとする。

- (1) 地下高速鉄道事業を営む地方公共団体
- (2) 東京地下鉄株式会社（浸水対策及び駅施設の大規模改良工事に限る。）

(3) 準公営（上飯田連絡線株式会社を除く。）

(補助対象整備事業費の額)

第5条 補助対象整備事業費の額は、地下高速鉄道事業者が許可又は特許取得後において補助対象路線の新線建設並びに営業開始後の耐震補強、浸水対策及び別表1に定める大規模改良を目的とした事業に対して、各々の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下「事業年度」という。）において支出した費用の合計額から総係費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に102%を乗じた額の80%に90%を乗じて算出した額とする。

なお、大規模改良を目的とした事業（駅施設の大規模改良工事を除く。）は、さらに50%を乗じて算出した額とする。また、東京都大江戸線（新宿～都庁前）の補助対象整備事業費の額は、東京都が東京都地下鉄建設株式会社から地下高速鉄道事業を目的として運輸開始の翌年度以降に譲受する鉄道施設等の譲渡価格に対して、東京都が各々の事業年度において支出した額から総係費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に102%を乗じた額の80%に90%を乗じて算出した額とする。

- 2 前項の規定中の大規模改良には鉄道施設の空間利用を高度化するための基盤施設としての構造とするための大規模改良を含むものとする。

(補助金額)

第6条 機構が交付する補助金の総額は、地方公共団体の補助金額の範囲内とし、第4条第1号に掲げる地方公共団体、第2号の東京地下鉄株式会社及び第3号の準公営の補助対象整備事業費の額のそれぞれ35%に相当する金額を限度とする。

- 2 第4条第1号に掲げる地方公共団体及び第2号に掲げる東京地下鉄株式会社に関する第1項の補助金は、建設した事業年度に交付するものとし、補助率は、35%とする。
- 3 第4条第3号に掲げる準公営に関する第1項の補助金は、建設した事業年度に交付するものとし、補助率は、35%とする。

ただし、平成12年度以前に補助採択された事業の補助率は、35%に別表2に定める各地下高速鉄道事業者毎の地方公共団体からの出資比率を乗じたものとする。

- (1) 地方公共団体からの出資が出資総額の2分の1未満となった場合は、当該年度の補助金を交付しない。
- (2) 別表2に定める地方公共団体の出資比率を下回ることとなった場合の補助金の額は、当該下回った出資比率によって計算した額とする。この場合において、既に交付を受けた補助金についても、当該下回った出資比率によって再計算することとし、再計算後の補助金総額が既交付補助金総額を下回ることとなる場合は、その差額を当該年度に交付する補助金から控除して交付することとする。

なお、控除する額が交付する補助金の額を超過する場合は、超過する額を翌年度に繰り越して控除することとする。

- (3) 開業時における地方公共団体からの出資が出資総額の2分の1以上となること又は別表2に定める出資比率以上となること、補助金の交付時において確実であると認められる場合においては、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、地下高速鉄道整備事業費補助交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、すみやかに機構に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる地方公共団体及び第2号に掲げる東京地下鉄株式会社に係る前条第2項に基づく補助金の交付申請については、当該申請に係る地下高速鉄道整備事業費見込表（第2号様式）

(2) 第4条第3号に掲げる準公営に係る前条第3項に基づく補助金の交付申請については、当該申請に係る地下高速鉄道整備事業費見込表及び出資内訳見込表（第4号様式）

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 機構は、第4条第1号に掲げる地方公共団体及び第2号に掲げる東京地下鉄株式会社に係る前条第1項第1号による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定通知書（第5号様式）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 機構は、第4条第3号に掲げる準公営に係る前条第1項第2号による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定通知書（第6号様式）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付決定の変更の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた第4条に掲げる事業者は、当該補助金の交付の決定の変更を受けようとするときは、地下高速鉄道整備事業費補助交付決定変更申請書（第7号様式）を機構に提出しなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 機構は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定変更通知書（第8号様式）により補助金の交付の決定の変更を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第12条 次に掲げる事項は、第4条第1号に掲げる地方公共団体及び第2号に掲げる東京地下鉄株式会社に係る補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 機構法、機構法施行令及びこの取扱要領に従わなければならないこと。

(2) 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度につき各補助対象路線において利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利

益の額の4分の1に相当する金額を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。

- (3) 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の各補助対象路線の地下高速鉄道事業利益額計算書(第3号様式)を機構に提出すること。ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。
- 2 次に掲げる事項は、第4条第3号に掲げる準公営に係る補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。
 - (1) 機構法、機構法施行令及びこの取扱要領に従わなければならないこと。
 - (2) 第6条第3項第1号に該当すること及び開業時における地方公共団体からの出資が出資総額の2分の1以上となること、補助金の交付時において確実であると認められないこととなった場合には、既に交付した補助金の総額を機構を通じて国に返還しなければならないこと。同項第2号に該当することとなった場合において、補助金交付の最終年度において控除しきれない金額が生じたときには、当該金額を機構を通じて国に返還しなければならないこと。
 - (3) 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度につき各補助対象路線において利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - (4) 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の各補助対象路線の地下高速鉄道事業利益額計算書を機構に提出すること。ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。

(利益の額の計算)

- 第13条 前条第1項第2号及び第2項第3号における利益の額は、収益から費用を控除した残額とする。
- 2 前項の収益は、営業収益及び営業外収益(特別利益又は繰越利益剰余金増加高若しくは繰越欠損金減少高を含み、国及び地方公共団体からの給付金を除く。)について機構が査定した額の合計額とする。
 - 3 第1項の費用は、営業費(法人税、都民税その他の諸税を含む。)及び営業外費用(特別損失又は繰越利益剰余金減少高若しくは繰越欠損金増加高を含む。)について機構が査定した額の合計額とする。
 - 4 地下高速鉄道事業と兼営する他の事業に関連する収益及び費用の地下高速鉄道事業への配賦は、鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)第20条に定めるところにより、同条に定めのないものは、機構が査定したところによる。

(状況報告)

- 第14条 補助金の交付の決定を受けた第4条に掲げる事業者は、毎四半期の補助対象事業の遂行に関する状況報告書(第9号様式)を前四半期終了後10日以内に機構に提出しなければならない

ない。

- 2 前項に関わらず、機構の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を機構に提出しなければならない。

（実績報告）

第 15 条 補助金の交付の決定を受けた第 4 条第 1 号に掲げる地方公共団体及び第 2 号に掲げる東京地下鉄株式会社は、補助金の交付の決定に係る地下高速鉄道整備事業完了実績報告書（第 10 号様式）を同条第 3 号に掲げる準公営は、地下高速鉄道整備事業完了実績報告書及び出資内訳実績表（第 11 号様式）を当該補助金の交付の対象となる事業の完了後 1 月を経過した日又は当該補助金の交付の決定を受けた日の属する事業年度の翌事業年度の 4 月 10 日のうちいずれか早い日までに機構に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の 4 月 20 日までに地下高速鉄道整備事業年度終了実績報告書（第 12 号様式）を機構に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第 16 条 機構は、前条に基づく完了実績報告があった場合には、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、所要の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、地下高速鉄道整備事業費補助の額の確定通知書（第 13 号様式）により補助金の交付の決定を受けた第 4 条に掲げる事業者に通知するものとする。

（概算払の請求）

第 17 条 補助金の交付の決定を受けた者は、機構から補助金の概算払を受けようとするときは地下高速鉄道整備事業費補助概算払請求書（第 14 号様式）を機構に提出しなければならない。

（補助金に関する整理）

第 18 条 地下高速鉄道事業者は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 地下高速鉄道事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 19 条 地下高速鉄道事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号又は第 5 号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、理事長が別に定める期間を経過するまでは理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。

附則

- 1 この取扱要領は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める「準公営」については、同項の規定にかかわらず、神戸高速鉄道株式会社を含むものとし、第4条第3号の交付の対象とする。
ただし、同社については、耐震補強を目的とした工事に限る。
また、同社について、第6条第3項第1号の規定は適用しない。

附則（平成16年4月1日 機構規程第4号）

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この取扱要領の一部改正の施行前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。
- 3 この取扱要領の一部改正前に帝都高速度交通営団からなされた交付の申請で、交付の決定がなされていないものについては、改正後の規定に基づき東京地下鉄株式会社からなされたものとみなす。

附則（平成22年11月18日 機構規程第40号）

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附則（平成27年2月3日機構規程第36号）

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成27年2月3日から施行する。

附則（平成31年 2月21日機構規程第53号）

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成31年 2月21日から施行する。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」に基づく補助対象事業については、片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線を対象とする。
- 3 平成30年度補正予算（第2号）における大規模改良を目的とした事業は、地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する駅における、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業を対象とする。

附則（令和3年3月25日機構規程第72号）

- 1 この取扱要領の一部改正は、令和3年3月25日から施行する。

別表1

輸送力増強を目的とする大規模改良工事
駅施設の大規模改良工事

別表2

地下高速鉄道事業者	地方公共団体からの出資比率
埼玉高速鉄道株式会社	56.3
神戸高速鉄道株式会社	40.0

第1号様式

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

地下高速鉄道整備事業費補助交付申請書

の営む地下高速鉄道事業に係る 年度地下高速鉄道整備事業費補助
金 円を交付されるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領第7条の規定により申請します。

地下高速鉄道整備事業費見込表

年度

区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
．．．．．		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
．．．．．		
計		

(注) 補助金の交付の申請をしようとする年の4月1日から始まる事業年度について作成しなければならない。
土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

地下高速鉄道事業利益額計算書

年度		線	
収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	円	営業費	円
旅客運輸収入		運送費	
貨物運輸収入		旅客誘致費	
鉄道線路使用料収入		厚生福利施設費	
鉄道線路譲渡収入		一般管理費	
運輸雑収		諸税	
		減価償却費	
計		計	
営業外収益		営業外費用	
受取利息		支払利息	
受取配当金		企業債利息	
固定資産売却益		固定資産売却損	
.....			
計		計	
合 計		合 計	

差引利益額

第4号様式

出 資 内 訳 見 込 表

(年3月31日見込)

出 資 者 名		前 年 度 末 出 資 済 額		当 年 度 末 見 込 み 額		開 業 時 見 込 み 額	
		金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合
地 方 公 共 団 体							
	計						
そ の 他							
	計						
合 計							

- (注) 1. 交付申請年度について作成のこと。
 2. 割合については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
 3. 補助対象路線の開業年度においては、開業時点について作成のこと。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度地下高速鉄道整備事業費補助
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領
(以下「取扱要領」という。)第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定した
ので、同要領第8条第1項の規定により通知する。

記

1. 補助金の対象となる事業は、 年 月 日付け申請に係る地下高速鉄道事業とする。
2. 補助金の額は次のとおりである。
補助金の額 金 円
3. 補助条件は次のとおりである。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)並びに取扱要領に従わなければならないこと。
 - (2) 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度につき各補助対象路線において利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - (3) 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の各補助対象路線の地下高速鉄道事業利益額計算書を機構に提出すること。ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。
4. この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第11条の規定による申請の取下げができる期間は 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度地下高速鉄道整備事業費補助
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領
(以下「取扱要領」という。)第8条第2項の規定により、下記のとおり交付することを決定したの
で、同要領第8条第2項の規定により通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け申請に係る地下高速鉄道事業とする。
2. 補助金の額は次のとおりである。
補助金の額 金 円
3. 補助条件は次のとおりである。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)並びに取扱要領に従わなければならないこと。
 - (2) 取扱要領第6条第4項第1号に該当することとなった場合には、既に交付した補助金の総額を機構を通じて国に返還しなければならないこと。同項第2号に該当することとなった場合において、補助金交付の最終年度において控除しきれない金銭が生じたときには、当該金額を機構を通じて国に返還しなければならないこと。
 - (3) 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度につき各補助対象路線において利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - (4) 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の各補助対象路線の地下高速鉄道事業利益額計算書を機構に提出すること。ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。
4. この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第11条の規定による申請の取下げができる期間は 年 月 日とする。

第7号様式

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

地下高速鉄道整備事業費補助交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった の営む
地下高速鉄道事業に係る 年度地下高速鉄道整備事業費補助について補助金の交付決定の変更を
受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領
第9条の規定により、申請します。

- 1. 変更を必要とする理由
- 2. 補助金の額

交付決定変更申請額 円
交 付 決 定 済 額 円
増 減 額 円

3. 整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	交付決定時整備事業費見込額	今回整備事業費見込額	増 減 額	備 考
土 地	円	円	円	
建 物				
線路設備				
軌 道				
土 工				
橋りょう				
トンネル				
排水設備				
線路諸設備				
停車場設備				
電路設備				
通信設備				
電気保安設備				
電力線設備				
諸構築物				
車 両				
機械装置				
工具・器具・備品				
.....				
地上権				
電話施設利用権				
測量監督費				
建設利子				
.....				
計				

(注) 土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

地下高速鉄道整備事業費補助の交付決定変更通知書

年 月 日付けをもって交付決定額の変更申請のあった 年度地下高速鉄道整備
事業費補助については、下記のとおり交付の決定を変更したので通知する。

記

1. 補助金の額	交付決定変更額	円
	交付決定済額	円
	増 減 額	円

2. 整備事業費の区分並びに区分ごとの配分は、変更申請のあったとおりとする。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

年度地下高速鉄道補助対象整備事業費（第 四半期、年度終了）状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けました 年度
地下高速鉄道補助対象建設工事（第 四半期、年度終了）の実績について、独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領第14条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

1. 交付決定額
- 円
2. 工事実績
- 円
- (進捗率 %)
3. 工事の内容
- (別紙1) 年度地下高速鉄道補助対象建設工事
- (第 四半期、年度終了) 実施概要説明書
- (別紙2) 年度地下高速鉄道補助対象建設工事
- (第 四半期、年度終了) 実績報告書
- (別紙3) 年度地下高速鉄道補助対象建設工事
- (第 四半期、年度終了) 実績概要図書
- (別紙4) 年度地下高速鉄道補助対象建設工事
- (第 四半期、年度終了) 工事行程及び進捗率表

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

地下高速鉄道整備事業完了実績報告書

の営む地下高速事業に係る 年度地下高速鉄道整備事業の完了の実績は、
金 円であることを、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整
備事業費補助取扱要領第 15 条の規定により報告します。

整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
.....		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
.....		
計		

(注) 土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

出 資 内 訳 実 績 表

(年3月31日見込)

出 資 者 名		前 年 度 末 出 資 済 額		当 年 度 末 実 績 額		開 業 時 見 込 み 額	
		金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合
地 方 公 共 団 体							
	計						
そ の 他							
	計						
合 計							

- (注) 1. 交付申請年度の年度末時点について作成のこと。
 2. 割合については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
 3. 補助対象路線の開業年度においては、開業時点について作成のこと。

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

地下高速鉄道整備事業年度終了実績報告書

の営む地下高速事業に係る 年度地下高速鉄道整備事業の年度終了の実績
は、金 円であることを、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄
道整備事業費補助取扱要領第 1 5 条の規定により報告します。

整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
．．．．．		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
．．．．．		
計		

(注) 土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

地下高速鉄道整備事業費補助の額の確定通知書

年 月 日付けをもって実績報告のあった 年度地下高速鉄道整備事業費補助に
ついては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領第
16条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金 円

